

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は
1 から 3 のとおりです。

令和 7 年 8 月 18 日

広島県知事 湯崎 英彦

工事（業務）名	県営福島北住宅 1 号館ほか 1 棟建替その他工事に伴う基本設計及び実施設計委託
入 札 方 式	指名競争入札
業 種 種 別	建築関係建設コンサルタント業務
公告日又は指名通知日	令和 7 年 8 月 8 日
入 札 日	令和 7 年 9 月 3 日、4 日
開札予定日	令和 7 年 9 月 5 日

- 1 公告変更（様式 2）
なし
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式 3）
なし
- 3 修正事項等（様式 4）
1 件（総合評価落札方式（実績評価型）落札者決定基準）

修 正 事 項 等

令和 7 年 8 月 18 日

工事（業務）名 県営福島北住宅 1 号館ほか 1 棟建替その他工事に伴う基本設計及び実施設計委託

入 札 方 式 指名競争入札

業 種 種 別 建築関係建設コンサルタント業務

公告日又は指名通知日 令和 7 年 8 月 8 日

入 札 日 令和 7 年 9 月 3 日、4 日

開札予定日 令和 7 年 9 月 5 日

修 正 前	修 正 後
○（別記様式第 1－2 号）総合評価落札方式（実績評価型）落札者決定基準 ・配置予定管理技術者 過去 <u>3</u> 年間の継続教育(CPD)の取組 ・配置予定担当技術者 総合 過去 <u>3</u> 年間の継続学習(CPD)の取組状況(建築 CPD 運営会議が運営する制度における学習実績) ・配置予定担当技術者 構造 過去 <u>3</u> 年間の継続学習(CPD)の取組状況(建築 CPD 運営会議が運営する制度における学習実績) ・配置予定担当技術者 設備【機械】 過去 <u>3</u> 年間の継続学習(CPD)の取組状況(建築 CPD 運営会議及び建設系 CPD 協議会加盟団体が運営する制度における学習実績)	○（別記様式第 1－2 号）総合評価落札方式（実績評価型）落札者決定基準 ・配置予定管理技術者 過去 <u>2</u> 年間の継続教育(CPD)の取組 ・配置予定担当技術者 総合 過去 <u>2</u> 年間の継続学習(CPD)の取組状況(建築 CPD 運営会議が運営する制度における学習実績) ・配置予定担当技術者 構造 過去 <u>2</u> 年間の継続学習(CPD)の取組状況(建築 CPD 運営会議が運営する制度における学習実績) ・配置予定担当技術者 設備【機械】 過去 <u>2</u> 年間の継続学習(CPD)の取組状況(建築 CPD 運営会議及び建設系 CPD 協議会加盟団体が運営する制度における学習実績)

別記

総合評価落札方式に関する事項

本件は、総合評価落札方式の対象業務であり、広島県建築関係建設コンサルタント業務総合評価落札方式試行要領（令和5年6月一部改正）に従って行わなければならない。

総合評価に係る事項は下記による。

1 総合評価の技術資料等の提出

- (1) 本件入札に参加する者は、総合評価の技術資料やその記載内容を証明する資料（以下「添付資料」という。）を「4 技術資料の提出期限及び提出場所」に記載の提出期限・提出場所に、持参すること。（他の資料と同封して提出することも可。）

なお、電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、業務費内訳書等とあわせて総合評価の技術資料及び添付資料（以下「技術資料等」という。）（Adobe Reader 11 で閲覧・印刷可能であること）を添付して提出することも可能とする。ただし、電子ファイルの容量の問題により、部分的に総合評価の技術資料等を添付することは不可とし、容量を超える場合は書面で提出すること。（書面と電子ファイルの両方で提出された場合は、技術評価点を0点とする。）

- (2) 書面で提出する技術資料等は両面印刷とし、技術資料の後ろに添付資料を綴じ、ページ番号を付して、2部提出すること。なお、提出する技術資料等は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務等の名称及び開札日を記入した封筒に封入して提出すること。

また、他の資料と同封して提出する場合は、同封した他の資料も封筒に記入すること。

- (3) 技術資料等が期日までに提出されない場合、提出された技術資料等に必要事項が記入されていない場合は、入札を無効とする場合がある。
- (4) 総合評価の技術資料の様式は、広島県ホームページ「広島県の調達情報」－「様式集」－「測量・建設コンサル関係」－「総合評価関係様式」－「土木建築局営繕課」により作成したデータとする。（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）
- (5) 提出された技術資料等の書換え、引替え、又は撤回は認めない。

2 必要な総合評価の技術資料

「11 評価に関する基準」における型式を確認したうえで、以下の一覧表より必要な技術資料を確認し作成すること。

資料	様式名	様式番号	技術評価型	実績評価型
技術資料	表紙	様式第1号	○	○
	企業の能力等	様式第2号	○	○
	配置予定管理技術者	様式第3号	○	○
	配置予定担当技術者	様式第4号	○	○
	業務の実施方針及び手法	様式第5号	○	
	自己採点表	別記様式1-1号	○	
		別記様式1-2号		○

3 記入内容に関する留意事項

(1) 全般

ア 提出する技術資料は、各型式で定められたすべての様式を提出すること。

- イ 様式第 1 号、様式第 5 号（技術評価型の場合のみ）、又は自己採点表が未提出の場合は、入札を無効とする。様式第 2 号～様式第 4 号が未提出の場合は、未提出の様式に該当する評価項目を 0 点とする。
- ウ 技術資料に記入する評価項目において、空白の場合は該当する評価項目を 0 点とする。
- エ 同種・同規模の設計業務、業務分野等は「11 評価に関する基準」のとおりとする。
- オ 設計業務の実績で履行証明書を必要とする場合、広島県知事（営繕課）の発注業務に係る設計業務の実績の場合は、当該設計業務の履行証明書は要しない。
- カ 配置予定技術者と受注者との雇用関係が確認できる資料（監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料）を添付資料として提出する場合は、住所及び個人が特定できる項目を復元できない程度にマスキングを施すこと。

(2) (様式第 1 号) 表紙

- ア 整理番号は記入しないこと。
- イ 内容等について確認をする場合があるので、問い合わせ先も記入すること。
- ウ 業務名に誤りがあるものは入札を無効とする。
- エ 必要事項を記入のうえ、提出書類の有無を確認すること。

(3) (様式第 2 号) 企業の能力等

ア 成果の確実性（過去 10 年間の同種・同規模の設計業務の実績）

- (ア) 対象となる同種・同規模の設計業務は、「11 評価に関する基準」に記載の種類、規模の設計業務において、平成 27 年 4 月 1 日から指名通知した日の前日までに引渡しを行った業務の実績とする。
- (イ) 実績がない場合は、「業務名」欄に「なし」と記入すること。
- (ウ) 「業務内容」欄については、同種・同規模の設計業務が確認できる内容を記入すること。
- (エ) 「PUBDIS 登録」欄には、一般財団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システムで「業務カルテ情報」としての登録（以下「PUBDIS 登録」という。）の状況について、いずれかに○を付し、有の場合は会社コード及び業務コードを（ ）内に記入する。
- (オ) 同種・同規模の設計業務の内容を確認できる資料（契約書の写し、業務内容が確認できる書類（仕様書等）の写し及び完了を確認できる書類（検査合格書、履行証明書等）の写し等）を添付すること。なお、PUBDIS 登録で確認できる場合はこの資料の添付は不要とする。
- (カ) 添付資料（PUBDIS 登録がある場合は、PUBDIS で検索した内容）において、記入内容が確認できない場合、又は記入内容が「11 評価に関する基準」で求めた内容と異なる場合は、この評価項目を 0 点とする。

イ 地域の精通性（過去 10 年間の地域内における同種の設計業務の実績）

- (ア) 対象となる同種の設計業務は、「11 評価に関する基準」に記載の地域、種類の設計業務において、平成 27 年 4 月 1 日から指名通知した日の前日までに引渡しを行った業務の実績とする。
- (イ) 実績がない場合は「業務名」欄に「なし」と記入すること。
- (ウ) 「業務内容」欄については、同種の設計業務が確認できる内容を記入すること。

- (エ) 「PUBDIS 登録」欄には、PUBDIS 登録の状況について、いずれかに○を付し、有の場合は会社コード及び業務コードを（ ）内に記入する。
- (オ) 同種の設計業務の内容を確認できる資料（契約書の写し、業務内容が確認できる書類（仕様書等）の写し及び完了を確認できる書類（検査合格書、履行証明書等）の写し等）を添付すること。なお、PUBDIS 登録で確認できる場合はこの資料の添付は不要とする。
- (カ) 添付資料（PUBDIS 登録がある場合は、PUBDIS で検索した内容）において、記入内容が確認できない場合、又は記入内容が「11 評価に関する基準」で求めた内容と異なる場合は、この評価項目を 0 点とする。

ウ 業務成績 3 件の平均点（過去 5 年間の同種の設計業務）

- (ア) 対象となる同種の設計業務は、令和 2 年 4 月 1 日から指名の前日までの間に検査を受け、業務成績評定点が通知されている業務の実績とする。
- (イ) 広島県の発注した業務に限る。
- (ウ) 記入した業務の成績評定通知書の写しを添付すること。
- (エ) 実績が無い場合は「業務名」欄に「なし」と記入すること。
- (オ) 3 件に満たない場合は、残りの件数すべてを 65 点とする。

エ 優良建設コンサルタントの表彰

当該発注業務分野と同じ分野で、広島県から過去 2 年間に優良建設コンサルタントとして表彰、特別表彰された業務があれば○を付し、該当する表彰年度を記入する。なお、確認資料の添付は不要とする。

指名通知日	評価対象
令和 6 年 9 月 1 日～令和 7 年 8 月 31 日	令和 5 年度及び令和 6 年度に表彰された業務
令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日	令和 6 年度及び令和 7 年度に表彰された業務

オ 社会的要請・貢献

(ア) 賠償責任保険加入状況

加入している賠償責任保険があれば○を付し、保険内容が確認できる資料（証書の写し等）を添付すること。なお、保険内容については、建築士法第 24 条の 9（保険契約の締結等）に記載する「設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約」に係るものに限る。

(イ) 広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況

企業内の広島県地震被災建築物応急危険度判定士の数、各判定士の氏名、判定士登録番号を記入する。また、判定士登録証（表のみ）の写し及び雇用関係が確認できるもの（健康保険証、監理技術者資格者証等）の写しを添付すること。なお判定士登録証は、令和 7 年 4 月 1 日時点で有効なものであること。

- (ウ) (イ) の雇用関係が確認できる資料の添付に際しては生年月日、住所及び個人が特定できる番号等は塗りつぶすこと。また、健康保険被保険者証において、記号のみの記載で事業所名称が記載されていない場合は、加入証明書等の事業所名称と事業所番号が確

認できる資料を添付すること。

(エ) 添付資料において、記入内容が確認できない場合は、該当評価項目を0点とする。

(4) (様式第3号) 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、直接的な雇用関係にあること。（「直接的な雇用」とは、入札の前日において入札者と雇用関係にあることをいう。）

配置予定管理技術者が特定できない場合は、3名まで候補者としてすることができるものとし、各候補者につき「(様式第3号) 配置予定管理技術者」を記入すること。また、自己採点表は候補者の中で、全ての評価項目の合計が最も低い者について記入すること。

全ての評価項目の合計が最も低い者でない記入の場合は、配置予定管理技術者の全ての評価項目を0点とする。

また、配置予定管理技術者は、病気、死亡、退職、出産、育児又は介護等の極めて特別な場合を除き原則変更できないものとする。極めて特別な場合以外で管理技術者を変更する場合は、当初配置予定で提出した管理技術者と各評価項目において同等以上の評価得点を有する技術者でないと変更は認めない。

ア 技術者資格

(ア) 「氏名」欄に配置予定管理技術者の氏名、「技術者資格」欄に、評価の対象となる資格等を有している場合はその資格を記入し、資格保有が証明できる資料及び雇用関係が確認できる資料を添付すること。

(イ) 雇用関係が確認できる資料の添付に際しては生年月日、住所及び個人が特定できる番号等は塗りつぶすこと。

(ウ) 評価の対象となる資格等を有していない場合は、「技術者資格」欄に、「なし」と記入すること。

(エ) 添付資料において、記入内容が確認できない場合は、この評価項目を0点とする。

イ 若手技術者(40歳以下)又は女性技術者の配置

(ア) 若手技術者(40歳以下(誕生日が昭和60年4月2日以降)の者)又は女性技術者を配置した場合は評価する。

(イ) 添付資料において、記入内容が確認できない場合は、この評価項目を0点とする。

ウ 継続教育(CPD)

(ア) 継続教育(CPD)の取得単位数は過去2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)に取得した時間数とする。

(イ) 継続教育(CPD)を取得している場合は、「取得時間数」欄に取得した、取得時間数を記入し、建築CPD運営会議が取得時間を証明する証明書の写しを添付すること。証明する証明書に印章がない場合は証明書として認めない。

(ウ) 継続教育(CPD)を取得していない場合は、「取得時間数」欄に「なし」と記入すること。

(エ) 添付資料において、記入内容が確認できない場合は、この評価項目を0点とする。

エ 業務執行技術力(過去10年間の同種・同規模の設計業務の実績)

業務執行技術力の評価対象は管理技術者として履行期間の全期間において従事した業務しか認めない。

(ア) 対象となる同種・同規模の設計業務は、「11 評価に関する基準」に記載の種類、規模

の設計業務において、平成 27 年 4 月 1 日から指名通知した日の前日までに引渡しを行った業務の実績とする。

(イ) 実績がない場合は、「業務名」欄に「なし」と記入すること。

(ウ) 「業務内容」欄については、同種・同規模の設計業務が確認できる内容を記入すること。

(エ) 「PUBDIS 登録」欄には、PUBDIS 登録の状況について、いずれかに○を付し、有の場合は会社コード及び業務コードを（ ）内に記入する。

(オ) 同種・同規模の設計業務の内容を確認できる資料（契約書の写し、業務内容が確認できる書類（仕様書等）の写し、管理技術者として従事したことが確認できる書類及び完了を確認できる書類（検査合格書、履行証明書等）の写し等）を添付すること。なお、PUBDIS 登録で確認できる場合はこの資料の添付は不要とする。

(カ) 添付資料（PUBDIS 登録がある場合は、PUBDIS で検索した内容）において、記入内容が確認できない場合、又は記入内容が「11 評価に関する基準」で求めた内容と異なる場合は、この評価項目を 0 点とする。

(5) (様式第 4 号) 配置予定担当技術者

「担当技術者」とは、管理技術者の下で各業務分野における設計を行う者をいう。評価の対象となる業務分野は、「11 評価に関する基準」に記載の業務分野とする。

配置予定担当技術者は配置予定管理技術者と兼務しないこと。また、配置予定担当技術者は他の業務分野の配置予定担当技術者と兼務しないこと。

落札決定後に配置予定担当技術者を変更する場合は、当初配置予定で提出した担当技術者と各評価項目において同等以上の評価得点を有する技術者でないと変更は認めない。

ア 技術者資格

(ア) 「氏名」欄に配置予定担当技術者の氏名、協力業者については「会社名」の欄に会社名、「技術者資格」欄に、評価の対象となる資格等を有している場合はその資格を記入し、「担当する業務分野」欄の該当業務分野に○を付すこと。また、資格保有が証明できる資料及び雇用関係が確認できる資料を添付すること。

(イ) 雇用関係が確認できる資料の添付に際しては生年月日、住所及び個人が特定できる番号等は塗りつぶすこと。

(ウ) 評価の対象となる資格等を有していない場合は、「技術者資格」欄に、「なし」と記入すること。

(エ) 添付資料において、記載内容が確認できない場合は、この評価項目を 0 点とする。

【参考 業務分野】

業務分野	業務内容
総合	平成 31 年国土交通省告示 98 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
設備	同上「設備」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」及び「昇降機等」に係るもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」に係るもの

イ 継続教育(CPD)

(ア) 継続教育(CPD)の取得単位数は過去 2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

に取得した時間数とする。

(イ) 継続教育(CPD)を取得している場合は、「取得時間数」欄に、取得した取得時間数を記入し、建築 CPD 運営会議及び建設系 CPD 協議会加盟団体が証明する証明書の写しを添付すること。証明する証明書に印章がない場合は証明書として認めない。また、設備技術者においては、建築 CPD 運営会議の取得時間は取得単位へ換算し、取得時間数に代わり取得単位数を記入することとし、換算式は次のとおりとする。

【取得単位＝建築 CPD 運営会議の取得時間÷24×40 (小数点以下切捨)】

(ウ) 継続教育(CPD)を取得していない場合は、「取得時間数」欄に「なし」と記入すること。

(エ) 添付資料において、記入内容が確認できない場合は、この評価項目を 0 点とする。

(6) (様式第 5 号) 業務の実施方針及び手法

(様式第 5 号) 業務の実施方針及び手法は、技術評価型(「11 評価に関する基準」の自己採点表が様式第 1-1 号)の場合のみ作成すること。

また、「業務の実施方針」又は「評価テーマに対する技術提案」等の課題については、「11 評価に関する基準」に記載する。

ア 様式第 5 号に簡素に記入すること(A4 サイズ 2 枚以内)

イ 写真や図の使用は認めるものとする。

ウ 未記入又は不適切な記入の場合は、入札を無効とする。文字が小さく、判読が不可能な場合は、この評価項目を 0 点とする。

(7) (別記様式 1-1 号又は別記様式 1-2 号) 自己採点表

ア 技術資料の一部とする。

イ 自己採点表は「11 評価に関する基準」によるものとし、入札者が自己採点するものとする。

ウ 採点の方法については、自己採点表によるものとし、記入にあたっては「3 記載内容に関する留意事項 - (2)～(6)」によるものとする。

エ 自己採点欄は 0 点の場合でも 0 点を記入するものとする、空白の場合は、評価値を 0 点とする。

オ 過去 1 年間(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日)に、建設業者等指名除外要綱別表 1、6 (1)、6 (2)、8 (1) 及び 8 (3) に該当する指名除外措置期間中であった業者について、評価点の減点(－1 点)を行う。ただし、これに該当する者の内で、指名除外措置の期間がその前年度あるいは翌年度にまたがる場合は、指名除外終了年月日から 1 年を経過する日の属する月の末日までに指名通知した測量・建設コンサルタント等業務について減点の対象とする。

カ 適用型式と異なる自己採点表での提出の場合、又は自己採点表が未提出の場合は、入札を無効とする。

キ 評価項目毎の得点は、小数第 2 位四捨五入小数第 1 位とする。

4 技術資料の提出期限及び提出場所

書面により技術資料等を提出する者は、次のとおり持参すること。

提出期間 開札予定日前までの毎日(休日を除く)

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

提出場所 入札条件 5 入札方法 (5) 質問受付場所とする。

5 落札者の決定方法

総合評価落札方式の落札者の決定方法は、「入札条件 - 7 落札者の決定方法」によらず下記による。

(1) 評価の方法

ア 価格以外のその他の要素について、技術資料等の内容に応じ、評価項目毎に得点を与える。

イ 総合評価は、技術評価点と価格評価点を合計した評価値をもって行う。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

技術評価点＝技術点の配分点×（評価項目毎の得点合計）／（評価項目毎の配点合計）

価格評価点＝価格点の配分点×（1－（入札価格）／（予定価格））

(2) 落札者の決定方法

ア 広島県契約規則第 28 条及び第 19 条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内で「(1) 評価の方法」によって得られた評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、広島県業務費内訳書取扱要領に基づく審査を行う。審査の結果、適格である場合、落札者とする。ただし、落札候補者の入札価格によっては、入札後に必要な調査を実施し、その結果、当該入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 13 において準用する同令第 167 条の 10 第 1 項）。調査の上、後日落札の決定をしたときは、通知又は連絡をする。

なお、入札者は、この調査を実施する場合、それに協力しなければならない。

イ 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、電子くじによって落札者を決定する。

6 評価点の配分点

(1) 技術評価型

技術評価点は 49～51 点、価格評価点は 40 点とする。

(2) 実績評価型

技術評価点は 34～36 点、価格評価点は 40 点とする。

なお、評価項目毎の得点は小数第 2 位四捨五入小数第 1 位とし、技術評価点及び価格評価点は小数第 5 位四捨五入小数第 4 位とする。

7 自己採点方式

自己採点方式とは、発注者が定める評価項目について入札者が自己採点し、その得点とその他評価項目の得点を合わせた技術評価点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者について、技術資料を審査する方式である。

(1) 概要

ア 提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに評価値を算出する。

※ 技術評価型は、業務の実施方針及び手法の広島県採点分も含んで算出する。

イ 最も高い評価の者の技術資料を審査する。

ウ 自己採点表の得点に誤りがあった場合、以下の基準に応じて各項目の評価値を決定する。

・過大評価（技術資料審査の結果、得点が下がる場合）

・・・1/2 点とする（審査後の得点×1/2）

・過小評価（技術資料審査の結果、得点が高くなる場合）

・・・修正しない（「自己採点表」の得点そのまま）

審査の結果、最も高い者が変動する場合、再度最も高い評価の者の審査を行い、以降決定するまで繰り返す。

(2) 発注者の審査及び落札者候補者の決定

ア 技術資料等の審査は、測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱（以下「低入札価格調査」という。）別記 1「適正な履行確保の基準」における「1 数値的判断基準」を満たす者について行うものとする。

イ 入札者から提出された「自己採点表」の得点と「入札価格」をもとに入札者全員の評価値を算出し、最も高い評価値の者についてのみ技術資料を審査する。

ウ 審査の結果、自己採点表に誤りがあった場合で、最高評価値の入札者の変更があった場合は、再度前項の審査を行い、評価値が高い者が決定するまで繰り返し行うものとする。

エ 審査の結果、自己採点表に誤りがあった場合でも、最高評価値の入札者の変更がない場合は、当該入札者を落札候補者として決定する。

(3) その他留意事項

ア 自己採点方式では、原則として提出された「自己採点表」等をもとに最高評価値の入札者が提出した技術資料のみを審査し、評価値が 2 位以下の者については審査を行わないため、公表する技術評価点及び評価値は正しいものとは限らない。

イ この「自己採点表」の未提出あるいは記載内容によって、以降の入札の指名等について不利益な取り扱いを行わない。

8 業務成績評定の減点例

業務成績評定の減点は、技術資料に記載の内容が業務の履行中に変更となり、変更の内容が入札時に記載した評価点から下がった評価項目毎に、5 点減じる。

また、業務の実施方針及び手法については、未実施内容があった項目毎に、5 点減じる。

(1) 管理技術者の変更の場合（極めて特別な場合に限る）

【資格：満点⇒半時点、CPD：24 単位⇒12 単位、同種業務：満点⇒半時点】に変更になった場合
→資格、CPD 及び同種業務の 3 項目が入札時より下がるため、業務成績評定を 15 点減じる。

(2) 担当技術者の変更の場合

【資格：満点⇒半時点、CPD：24 単位⇒24 単位】に変更になった場合
→資格の 1 項目が入札時より下がるため、業務成績評定を 5 点減じる。

9 苦情申立等

入札者で落札者とならなかったものは、落札者として選定されなかった理由の説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に申立てることができるものとする。苦情申立に当たっては広島県建築関係建設コンサルタント業務総合評価落札方式試行要領（以下「試行要領」という。）第16によるものとする。

10 評価内容の説明

入札者は、自らの評価内容についての説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に請求することができるものとする。評価内容の請求に当たっては試行要領第17によるものとする。

11 評価に関する基準

各評価項目について、次の判断基準に基づき加点する。

添付の自己採点表による。

12 担当技術者届

受注者は、技術資料に記載した配置予定担当技術者について、発注者に担当業務内容、保有資格等が確認できるものを契約後に改めて届け出るものとする。届け出に当たっては試行要領第18による。

総合評価落札方式(実績評価型) 落札者決定基準

商号又は名称

業務名		県営福島北住宅1号館ほか1棟建替その他工事に伴う基本設計及び実施設計委託					
業務場所		広島市西区福島町一丁目12ー1ほか					
区分	評価項目		判断基準	配点	自己採点	評価結果	
企業の能力	過去10年間の同種・同規模の設計業務の実績 【種類】公営住宅等※1(複合用途の建築物の場合も対象に含む)の新築、改築又は増築工事の実施設計 【規模】設計対象床面積は次のとおりとする。 ・新築工事の場合は、1契約の設計した公営住宅等※1に供する部分の延床面積(複数棟の場合は全て合算した床面積)※2 ・改築、増築工事の場合は、1契約の設計した公営住宅等※1に供する業務対象部分の床面積の合計(複数棟の場合は全て合算した床面積)※2	同種業務で、業務対象床面積が3,900㎡以上の実績あり	6.0				
		同種業務で、業務対象床面積が1,950㎡以上の実績あり	3.0				
		上記以外	0.0				
	過去10年間の同種の設計業務の実績 【種類】公営住宅等※1(複合用途の建築物の場合も対象に含む)の新築、改築又は増築工事の実施設計	広島市内で実績あり	3.0				
		江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町又は坂町内で実績あり	1.5				
		上記以外	0.0				
	過去5年間の県発注同種業務分野3件の業務成績評定の平均点 (3.0×(平均点ー65)÷20)	85点以上	3.0				
		65点以上85点未満	3.0～0.0				
		65点未満	0.0				
	過去2年間の優良建設コンサルタントの表彰 (建築関係に限る)	該当あり	1.0				
該当なし		0.0					
配置予定管理技術者	保有する資格	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有する	2.0				
		上記以外	0.0				
			0.0				
	若手技術者(40歳以下)又は女性技術者の配置	配置あり	2.0				
		配置無し	0.0				
			0.0				
	過去2年間の継続教育(CPD)の取組	24時間以上	3.0				
		12時間以上24時間未満 3.0×(取得時間-12)/12	3.0～0.0				
		12時間未満	0.0				
	過去10年間の同種・同規模の設計業務の実績 【種類】公営住宅等※1(複合用途の建築物の場合も対象に含む)の新築、改築又は増築工事の実施設計 【規模】設計対象床面積は次のとおりとする。 ・新築工事の場合は、1契約の設計した公営住宅等※1に供する部分の延床面積(複数棟の場合は全て合算した床面積)※2 ・改築、増築工事の場合は、1契約の設計した公営住宅等※1に供する業務対象部分の床面積の合計(複数棟の場合は全て合算した床面積)※2	同種業務で、業務対象床面積が3,900㎡以上の実績あり	6.0				
同種業務で、業務対象床面積が1,950㎡以上の実績あり		3.0					
上記以外		0.0					
配置予定担当技術者	総合	保有する資格	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有する	2.0			
			一級建築士の資格を有する	1.0			
			上記以外	0.0			
			24時間以上	2.0			
		過去2年間の継続学習(CPD)の取組状況(建築CPD運営会議が運営する制度における学習実績)	12時間以上24時間未満 2.0×(取得時間-12)/12	2.0～0.0			
	12時間未満		0.0				
	構造		保有する資格	構造設計一級建築士の資格を有する	1.0		
				一級建築士の資格を有する	0.5		
		上記以外		0.0			
		24時間以上		1.0			
		過去2年間の継続学習(CPD)の取組状況(建築CPD運営会議が運営する制度における学習実績)	12時間以上24時間未満 1.0×(取得時間-12)/12	1.0～0.0			
	12時間未満		0.0				
	設備【機械】		保有する資格	設備設計一級建築士の資格を有する	1.0		
				一級建築士、建築設備士又は技術士(業務に係るものに限る※3)の資格を有する	0.5		
		上記以外		0.0			
		40単位以上		1.0			
		過去2年間の継続学習(CPD)の取組状況(建築CPD運営会議及び建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における学習実績) 【建築CPD運営会議：時間⇒単位の換算式】 単位＝時間÷24×40(小数点以下切捨)	20単位以上40単位未満 1.0×(取得単位-20)/20	1.0～0.0			
	継続教育の証明なし (20単位未満取得、取得なし)		0.0				
社会的要請・貢献	賠償責任保険加入状況		加入	1.0			
			未加入	0.0			
	広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況	企業内に8名以上	1.0				
		企業内に4名以上8名未満	0.5				
指名除外状況	過去1年間における指名除外措置の有無	企業内に4名未満	0.0				
		該当あり	(-1.0)				
		該当なし	0.0				
合計				36.0			

※1 公営住宅等は、改良住宅(住宅地区改良法第2条第6項に規定する施設)又は公営住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する施設)とする(以下同じ)。

※2 複合用途の建築物における共有部分の対象床面積の算出は、各用途の占有面積の割合に応じて按分する

※3 :技術士(第二次試験のうち技術部門を「機械部門」(選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。))、「上下水道部門」、「衛生工学部門」又は「総合技術監理部門」(選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は「上下水道」若しくは「衛生工学」に係るものとするものに限る。))とする。